

プライスボード適正表示のポイント

適正表示は信頼されるお店づくりの第1歩。

「納車準備費用」等、  
不適切な諸費用は請求できません!!

■初度登録(検査)年月 2020(R2)年 9月		■車名及び 主な 仕様区分 コートリ	
支払 総額	<b>103.6</b>	車両価格	90.0万円
		諸費用	13.6万円
<b>103.6</b>		万円	
<small>★3月現在、管轄支局登録、店頭納車の場合の価格です。        ★お客様の要望に基づくオプション等の費用は含まれていません。        ★支払総額には、保険料、税金(法定費用含む)、リサイクル預託金相当額、登録料に伴う費用(検査・登録手続代行費用及び車庫証明手続代行費用)等、購入時に最低限必要な全ての費用が含まれています。</small>			
■定期点検整備 付き ★定期点検整備費用を車両価格に含みます。		■保証 付き 3ヶ月 又は 3000km 部分保証 ★記録簿が交付されます。 ★保証書が交付されます。 保証内容については保証書をご確認ください。	
■走行距離数 30km		■修復歴 なし ■使用歴 自家用	
■車庫証明の有効期限 なし		■前使用者の 点検整備記録簿 無	
一般社団法人 自動車公正取引協議会 会員店		公取協会会員番号 JU15	
JU東京モーターズ			

## 支払総額に含まれる諸費用

### 保険料

自賠責保険料

・月割りで算出(未経過相当額含む)

### 税金

(税金ではないが、税金に準じて扱うものを含む)

自動車重量税

・車検取得時(月割はなし)

自動車税種別割

・月割りで算出(未経過相当額含む)

自動車税(軽自動車税)環境性能割

・車両取得時(免税あり)

法定費用

・車庫証明(証紙/印紙代)  
・検査登録(証紙/印紙代)

リサイクル預託金相当額

・「車両価格」に含まない場合

### 登録に伴う費用

(購入者が行うべき手続きを、購入者の依頼に基づき販売店が代行する場合に発生する費用)

検査登録代行費用

・登録手続代行費用  
・検査費用(指定工場の場合)  
・車両持込費用(認証工場の場合)

車庫証明手続代行費用

・車庫証明届出手続代行費用

※管轄外登録(届出)費用(県外登録の場合)、納車費用(店頭納車以外の  
場合)は、購入者により要否が異なるため、支払総額には含まれません。

管轄外登録(届出)費用

・県外登録(届出)等、管轄外の運輸支局で登録(届出)する際の追加費用

納車費用(店頭納車以外の場合)

・購入者の指定する場所に車を納車するための費用

支払総額 =  +  
車両価格

### 諸費用

保険料 税金

登録に伴う費用

**JU**東京

一般社団法人  
自動車公正取引協議会  
AUTOMOBILE FAIR TRADE COUNCIL

# 自動車売買注文書

JU東京モータース 御中

Tインボイス番号

下記の通り注文いたします。 申込日〇〇〇〇年〇月〇日

支払総額 円

## 車両情報

## 注文者情報

### 諸費用

お客様の要望に基づく  
オプションの内容や金額

現金販売価格

車両価格  
諸費用合計  
付属品合計  
値引き

## 支払条件

## 割賦金明細

税金・保険料・預り法定費用等（非課税）

手続代行費用等（課税）

- 自賠責保険料
- 自動車重量税
- 自動車税種別割
- 自動車税（軽自動車税）環境性能割
- 法定費用
- リサイクル預託金相当額
- 検査登録代行費用
- 車庫証明手続代行費用
- ※購入者により要否が異なるもの  
管轄外登録（届出）費用
- 納車費用（店頭納車以外の場合）

特別仕様・付属品明細

ETC セットアップ料  
メンテナンスパック  
延長保証  
ドライブレコーダー  
ボディコーティング など

## 任意保険情報

## 下取車明細

納車準備費用  
¥30,000

広告には安価な「支払総額」が表示されていたが、商談時に「保証」や「整備」の購入を強要された、「納車準備費用」を請求されたなどの「表示された価格では購入できない」というトラブルがあります。

## <車両価格に含まれるべき費用> —「諸費用」として不適切な費用—

- |  |   |
|--|---|
| 1) 販売店が中古車を販売するにあたり、当然行うべき作業にかかる費用                                   | ▶「納車準備費用」や「通常仕上費用」等、その名称の如何を問わず、納車前の「車内清掃」、「洗車」、「クリーニング」、「ワックスがけ」等の費用                         |
| 2) 納車前の最低限必要な点検・軽整備や、販売店が必ず実施する軽整備の費用、必ず付帯して販売する場合の「保証費用」や「定期点検整備費用」 | ▶「納車点検費用」や「納車整備費用」等、その名称の如何を問わず、納車前の「点検」や「オイル、バッテリー交換」等の軽整備の費用等<br>▶保証や定期点検整備の実施が条件である場合のその費用 |
| 3) その他、本来、販売する中古車の「車両価格」に含まれるべき性質のもの                                 | ▶「土日祝納車費用」、「利益」、「販売手数料」、「オークション陸送費」、「広告掲載料」等  |

## 【諸費用として請求することはできません!!】

## 不当な価格表示に対する措置



初回から“**嚴重警告**”の措置

悪質な**不当表示**と判断された場合は

「**事業者名の公表**」、「**最大 100 万円の違約金**」

**2 回目以降** 再違反の場合は「**最大 500 万円の違約金**」

自動車公正取引協議会による**不当な価格表示等**に関する「**実態調査**」が実施されております。会員店の皆様におかれましては**不当表示**となることのないよう規約遵守の徹底をお願いいたします。  
※公取加盟店以外の販売店に対しては、消費者庁（都道府県）から「**措置命令**」がとられます。



**オプション品の購入は、お客様の選択に委ねる必要があります。**

お客様の要望によりご購入いただいたことを明確にするため、注文書上も、**諸費用**と、**オプション品**は区別して記載することが望ましいと考えます。